

令和5年度 山形市立第十中学校 部活動ガイドライン(文化部)

1 部活動基本方針

教育の一貫として行われる文化部活動は、生徒が芸術文化等を通して交流したり、より高い水準の技能に挑戦したりする中、芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験し、生徒同士の好ましい人間関係の構築を図ることをめざす。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

①平日は毎週（基本火曜日）定時退校日を設け、放課後の活動は行わず生徒は下校する。

②毎週日曜日を休養日とする。ただし、施設利用等の関係で、日曜日に活動する場合は土曜日を休養日とする。また、大会等で土日続けて活動する場合は、直近の平日を休養日とする。

(2) 活動時間

①平日：2時間以内の活動、年間を通して～17：15終了 17：30完全下校とする。

②週休日等：3時間程度とする。

この時間は、通常の練習の活動時間であり、大会やコンクール等には適用しない。ただし、毎週活動を計画するなどのないよう、生徒の過度な負担とならないようにする。

(3) 長期休業中の休養日について

①平日の活動は1日3時間程度とする。土日の活動はしない。大会等で活動を行う場合は、顧問が申請をして校長の許可を得る。

(4) その他

①大会、コンクールの一ヶ月前を特別強化期間として、平日の延長活動（最長1時間）を認める。その場合も顧問が申請し、校長の許可を得て活動する。また、この大会や試合、強化練習会等で土日続けての活動した場合、直近の平日を休養日とする。

②テスト3日前から活動を中止する。

3 学校管理下外の生徒の活動について

(1) 文化部顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(2) 文化部顧問は、部員が所属している学校管理下外の活動（地域文化活動や習い事等）に取り組む場合、その活動が保護者の同意の下本人の意思で活動していることを確認する。また、学校部活動との兼ね合いを考え、時間や活動内容が過度にならないように配慮する。

(4) 文化部顧問は、上記に示したような「地域文化クラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、関係者、保護者に理解と協力を得る。

4 県外遠征等について

(1) 県外遠征、合宿等については、事前に校長に相談し、申請書を提出し承認を得る。

(2) 宿泊を伴う県内外活動は、1ヶ月前まで市教育委員会へ承認申請を提出し承認を得る。

(3) 県外遠征、冠大会の参加については移動を含めた所要時間、経費、回数等を鑑みて年間計画の中で行うことを原則とする。

5 その他

(1) 9月、部活動保護者代表者会を開催する。

(2) 部費の取扱は、顧問が現金を取り扱うことがないように保護者会会計担当等に依頼する。